【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年５月８日
【ファンド名】	インダストリア （Industria）
【発行者名】	アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハー （Allianz Global Investors GmbH）
【代表者の役職氏名】	業務執行役員　トールステン・ハイマン (Thorsten Heymann) 業務執行役員　マーカス・コブラー (Dr. Markus Kobler) 業務執行役員　ジョージ・マッケイ (George McKay) 業務執行役員　マイケル・ピータース (Michael Peters) 業務執行役員　ウォルフラム・ピータース (Dr. Wolfram Peters) 業務執行役員　トビアス C. プロス (Tobias C. Pross) 業務執行役員　アンドレアス・ウターマン (Andreas Utermann) 業務執行役員　ウォルター・オームス (Dr. Walter Ohms)
【本店の所在の場所】	ドイツ連邦共和国 60323 フランクフルト市 ボッケンハイマー ラントシュトラッセ 42-44 (Bockenheimer LandstaBe 42-44, 60323 Frankfurt, The FederalRepublic of Germany)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士　三　浦　　健
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目６番１号　丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士　三　浦　　健
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目６番１号　丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03(6212)8316
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

１【提出理由】

インダストリア(Industria)(以下「ファンド」といいます。)に関して、以下のとおり主要な関係法人の異動およびファンドの投資制限の変更がありましたので、金融商品取引法第24条の５第４項ならびに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第２項第２号および第３号の規定に基づき本臨時報告書を提出するものです。

２【報告内容】

Ｉ　主要な関係法人の異動

ファンドの保管銀行は、BNPパリバ・セキュリティーズ・サービシズ・エス・シー・エー、フランクフルト本店(BNP Paribas Securities Services S.C.A., Frankfurt/Main Branch)からステート・ストリート・バンク・インターナショナル・ゲーエムベーハー(State Street Bank International GmbH)に変更されました。

(イ) 当該主要な関係法人の名称、資本金の額及び関係業務の概要

(1) 名称

ステート・ストリート・バンク・インターナショナル・ゲーエムベーハー
(State Street Bank International GmbH)

(2) 資本金の額

2016年11月末日現在　109,267,445ユーロ(約131億円)

(注)　ユーロの円貨換算は、便宜上、2017年３月31日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(１ユーロ＝119.79円)によります。

(3) 関係業務の概要

ファンド資産の封鎖勘定による保管、受益証券の発行および買戻し、受益証券１口当たりの純資産価格、販売価格および買戻価格の計算ならびに分配金の支払代行等の事務を行う。

(ロ) 当該異動の理由及びその年月日

(1) 異動の理由

保管銀行の交代は、アリアンツGIビジネス・エクセレンス・プログラムの一環である。同プログラムに基づき、業務を同一業務提供者にまとめ、プラットフォーム運用モデルおよびインターフェイスを簡素化するため、現行の複数の業務提供者を利用する体制を縮小する。これらの実施により、より柔軟で費用効率が高く、より機動的なグローバル規模のサポート体制を顧客に提供することができる。

(2) 異動の年月日

2017年５月１日

Ⅱ　投資制限の変更

（イ）変更の内容についての概要

ファンドの投資制限が、以下のとおり変更されました。

(注)　変更箇所には下線を付しています。

投資制限

ファンドは、以下の制限に従って投資活動を行うことができる。

Ⅰ．投資法により課される制限

(中略)

⑤　投資信託証券

(中略)

管理会社は、ドイツ国内の投資信託、変動資本を有する会社型投資信託、EUのUCITS、EUのオープン・エンド型AIFおよびドイツ国外のオープン・エンド型AIFの受益証券を取得することができるのは、投資約款または投資運用会社、変動資本を有する会社型投資信託、EUの投資信託、EUの管理会社、ドイツ国外のAIFもしくはドイツ国外のAIF管理会社の通常定款／基本定款に基づき、その資産額の10%を超えてドイツ国内の他の投資信託、変動資本を有する会社型投資信託、EUのオープン・エンド型投資信託またはドイツ国外のオープン・エンド型AIFの受益証券に投資しない場合に限る。

⑥　派生商品

派生商品は、その価格が他の投資対象(以下「原資産」という。)の価格変動または価格予想に左右される商品である。本項では、派生商品および派生商品の要素を有する金融商品(以下、総称して「派生商品」という。)の双方について述べる。

派生商品は、市場リスクが２倍にならないうちに限って用いることができる(以下「市場リスク制限」という。)。市場リスクとは、ファンドに保有される資産の市場価格の変動から生じる損失リスクをいう。これらの変動は、金利、為替レート、株式および商品の価格等変動する市場価格または利率の変化、または発行体の信用格付の変化によって生じる。管理会社は、常に市場リスク制限内に維持しなければならない。毎日、かつ、制定法上の要件に従って、市場リスク制限が利用されている範囲を決定しなければならない。かかる要件は、投資信託において派生商品契約、証券貸付契約および買戻契約を用いる場合のリスク管理ならびにリスク評価に関する法令(派生商品法－Derivateverordnung (DerivateV))に定義される。

管理会社は、適切なリスク管理システムに従い、ファンドのために購入される資産に基づく派生商品または派生商品の要素を有する金融商品を取得することができる。これらには特に、証券取引所または規制市場で取引される先物、オプション、金融先物およびスワップならびにこれらの組合わせ(現金決済商品と同等のものを含む)、および／または証券取引所または規制市場で取引されていない金融派生商品(以下「OTC派生商品」という。)が含まれるが、かかる派生商品の対象証券が、ファンドのために取得された資産またはファンドがその投資目的に従って投資可能な金融指数(通達2007/16/ECの第９条(1)に規定されるもの)、金利、為替レートまたは通貨である場合とする。この目的における金融指数には具体的には、通貨、為替レート、金利、価格および全般的金利リターンの指数、ならびに特に債券、株式、コモディティ先物、貴金属およびコモディティの指数、さらにファンドのために取得される上記のその他の資産を対象とする指数などである。疑義を避けるために付言すると、対象商品となっているコモディティ先物、貴金属およびコモディティの指数の構成要素の現物受渡しが規定されている派生商品取引は行われない。

さらに、OTC派生商品については、以下の条件を満たさなければならない。

取引相手方は、かかる取引を専門とする一流の金融機関でなければならず、加えて広く認識された格付機関(ムーディーズ、スタンダード&プアーズまたはフィッチなど)からBaa3(ムーディーズ)またはBBB-(スタン

ダード&プアーズまたはフィッチ)以上を取得していなければならない。これらの金融機関は、慎重な監督に服していなければならない。上記以外に、法的地位または本社所在地国に関する規制はない。

OTC派生商品は、信頼のおける検証可能な方法で毎日評価され、かついつでもその合理的な価格で相殺取引により売却、清算または手仕舞いが可能でなければならない。

取引は、標準化された契約に基づいて行われなければならない。

取引は下記の「担保戦略」の項に記載される管理会社の方針に従う。

管理会社は、証券取引所または規制市場で取引される商品ではなく、OTC派生商品の売買が投資者にとって有利であるか否かを判断しなければならない。OTC派生商品の利用は、これにより満期をそろえた資産のヘッジが容易になる場合特に有利であり、よってより安価である。

管理会社は、以下の目的で派生商品および派生商品の要素を有する金融商品を用いることができる。

(中略)

⑦　証券貸付

証券貸付取引は、証券金融取引および再利用の透明性ならびに規制(EU)No．648／2012の修正に関する2015年11月25日付欧州議会および理事会規制2015/2365の要件を充足しなければならない。ファンドが保有する証券は、実勢市場相場の範囲内における対価の支払に対する貸付により第三者に譲渡することができる。ファンドが保有するすべての証券は、期限を定めずに第三者に譲渡することができる。管理会社は原則として、ファンド資産の０％を超えて資産を貸付取引に利用しない予定であるが、これは見積数値にすぎず、個々のケースにおいてはかかる数値を超える可能性がある。管理会社は、いつでも、証券貸付契約を解除することができる。契約により、貸付期間終了後、同一の種類、クオリティおよび数量の証券がファンドに再譲渡されなければならないことが合意されるものとする。ただし、貸借による証券の譲渡は、ファンドが十分な担保の差入れを受けることを前提条件とする。これには、現金支払の譲与、現金預金の譲渡もしくは質権設定、または証券もしくは短期金融商品の譲渡もしくは質権設定を伴う場合がある。担保の投資により生じた一切の収益は、ファンドの貸方に記入されなければならない。

また、借主は、貸借により受領した証券について利息が発生した場合には、その支払期日が到来した時点において、当該利息をファンドの勘定で保管銀行に支払う義務も負う。単一の借主に譲渡されたすべての証券は、ファンドの資産総額の10%を超えてはならない。

管理会社は、証券貸付取引の処理のためドイツ銀行エージーを雇用した。ドイツ銀行エージーはかかる業務提供の対価として、証券貸付による手取金の１％を受領する。手取金からのかかる割当により、証券貸付取引によるファンドの収益は減少するが、かかる割当はいかなる場合においても収益を超えない。ドイツ銀行エージーは、管理会社および保管銀行の関連会社ではない。貸付証券は、投資者の利益が保護され、かつ貸付期間終了後、同一の種類、クオリティおよび数量の証券が再譲渡されることが保証されるよう、ドイツ銀行エージーにより保管される。

また、管理会社は、証券貸付の仲介および決済のために構築されたシステムを利用することができる。かかるシステムを利用した場合、かかるシステムを構成する契約条項が投資者の利益の保護を確保するため、担保の供与は放棄されることがある。証券貸付を決済するために構築されたシステムを利用する場合、単一の借主に譲渡された証券は、ファンドの資産総額の10%を超えてはならない。

ファンドが貸し手として証券貸付取引を行う場合、ファンドは、投資方針に従ってファンドのために取得される資産のみを貸し付ける。

本書に記載される貸付取引は、貸付手数料の形でファンドが追加収益を獲得するために行われる。

⑧　証券レポ契約

(中略)

ⅳ．特別条項に別途規定されない限り、管理会社は、短期金融商品および投資信託証券に基づく証券レポ契約を認めることができる。ただし、ファンドのために当該資産を取得することができることを条件とする。この点に関し、ⅰ.ないしⅲ.の規定が準用される。

⑨　担保戦略

(中略)

ⅲ．発行体の信用格付　受領される担保の発行体は、高い信用格付を有していることを要する。

ⅳ．存続期間　受領される担保の存続期間は、投資方針に従いファンドのために取得される利付証券の存続期間と等しくなければならない。

ⅴ．相関関係　受領される担保は、取引相手方から独立しており、かつ、取引相手方のパフォーマンスと高い相関関係を有していない法主体により発行されることを要する。

ⅵ．担保の分散化（集中投資リスク）　担保は、国、市場および発行体に関して十分に分散されることを要する。発行体の集中に関する十分な分散化の基準は、店頭派生商品を伴う効率的なポートフォリオ運用または取引の場合、ファンドが、いずれかの特定の発行体へのエクスポージャーの上限をファンドの資産総額の20%相当のものとする担保バスケットを取引相手方から受領した場合に充足されたとみなされる。ファンドに異なる取引相手方が複数いる場合、様々な担保バスケットは、単一の発行体へのエクスポージャーを20%とする制限を計算するために合算されることを要する。

ⅶ．ファンドについて、取引相手方への照会または取引相手方の承認を得ることなく、いつでも関連する担保の清算ができるようにすることを要する。

ⅷ．非現金担保は、売却、再投資、または質権設定されないことを要する。

ⅸ．現金担保のみが、

- EUもしくはEEA加盟国に住所地を有する金融機関または他国に所在する金融機関（当該他国の監督規制が欧州共同体の法律に基づくものと同等であると金融監督庁が判断する場合）において担保として保有されることを要し、

(中略)

担保の範囲

(中略)

その他の点において、派生商品、証券貸付および証券レポ契約を伴う取引については、取引相手方の債務不履行リスクがファンドの資産総額の５％を超えないことを確保する程度まで保証されなければならない。取引相手方が、EU加盟国もしくはEEA協定締結国に所在する金融機関またはかかる組織体のいずれの加盟国でもないが政府の監督がこれに匹敵する水準である国である場合、債務不履行リスクは、ファンドの資産総額の10%に上ることがある。

担保証券の保管

管理会社は、派生商品、証券貸付および証券レポ契約を伴う取引を行う際、ファンドの勘定において担保として証券を受領することができる 。これらの証券が担保として譲渡される場合、預託機関に保管する形で保有されなければならない。派生商品取引に関連して、管理会社が既に担保に付された証券を担保として受領する場合、かかる証券が、有効な公的監督に服し、担保提供者と関係のない別機関での保管により保有される場合もある。証券の再利用は認められない。

⑩　借入れ

(後略)

(ロ) 変更の年月日

2017年５月１日

添付書類

１．在職証明

２．委任状